

静岡県議会委員会条例をここに公布する。

静岡県議会委員会条例

静岡県議会委員会条例(昭和23年静岡県条例第10号)の全部を改正する。

第1条 議会に常任委員会を置く。

第2条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。

名称	委員定数	所管
総務委員会	10人	知事直轄組織、経営管理部、出納局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項
危機管理くらし環境委員会	10人	危機管理部及びくらし・環境部の所管に属する事項
文化観光委員会	9人	スポーツ・文化観光部の所管に属する事項
厚生委員会	10人	健康福祉部及びがんセンター局の所管に属する事項
産業委員会	10人	経済産業部、企業局及び労働委員会の所管に属する事項
建設委員会	9人	交通基盤部及び収用委員会の所管に属する事項
文教警察委員会	10人	教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項

(全部改正〔平成19年条例46号〕、一部改正〔平成21年条例58号・22年31号・23年34号・26年66号・28年32号・29年25号・30年38号・31年57号・令和2年34号〕)

第2条の2 常任委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、後任の委員が選任されるまで在任する。

2 常任委員会の委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による選任が、任期満了の日前に行われたときは、後任の委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

3 第4条第4項の規定により所属を変更した常任委員会の委員及び補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(追加〔平成11年条例38号〕、一部改正〔平成24年条例65号〕)

第2条の3 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、11人とする。

3 前条の規定は、議会運営委員会の委員の任期について準用する。

(追加〔平成3年条例44号〕、一部改正〔平成11年条例38号・19年46号〕)

第3条 特別委員会は、議会の議決で必要があるとき設ける。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で決める。

3 特別委員会の委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(一部改正〔平成24年条例65号〕)

第4条 委員は、議長が会議に諮り指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

2 委員は、少なくとも一の常任委員会の委員となるものとする。

3 常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期満了による後任の委員の選任は、その任期満了の日前に行うことができる。

4 議長は、常任委員会の委員の申出があるときは、会議に諮つて当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

5 第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の所属を変更したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(一部改正〔昭和34年条例54号・平成11年条例38号・19年46号・24年65号〕)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2人を置く。

第6条 委員長及び副委員長は、議長が会議に諮り指名する。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(一部改正〔平成11年条例38号・19年46号〕)

第7条 委員長は、委員会を開閉し、議事を整理し、秩序を保持する。

第8条 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長が予め定めた順序により副委員長が委員長の職務を行う。

第9条 委員長、副委員長並びに議会運営委員会及び特別委員会の委員(次項において「委員長等」という。)が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

2 前項ただし書の規定により委員長等の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(一部改正〔昭和34年条例54号・平成3年44号・19年46号〕)

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から請求があつたときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

第10条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認める場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)を活用して委員会を開催することができる。

(1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責めに帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の場合において、オンラインによる委員会への出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、第11条及び第12条に規定する出席委員とする。

4 オンラインを活用した委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(追加〔令和3年条例1号〕、一部改正〔令和6年条例33号〕)

第11条 委員会は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として表決に加わることができない。

第13条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する案件、または自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係ある案件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、その会議に出席して発言することができる。

第14条 委員会は、これを公開する。ただし、委員会は、オンラインを活用して開催する場合を除き、その議決で秘密会とすることができます。

2 秘密会の議事の記録は、公表しない。

3 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

4 秩序保持のため必要があると認めたときは、委員長は傍聴人の退場を命ずることができる。

5 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(全部改正〔平成13年条例40号〕、一部改正〔令和3年条例1号〕)

第15条 削除

(〔平成13年条例40号〕)

第16条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 委員会は、公聴会に関し別に議長が定めたもののほか、その日時、場所、案件、公示方法、意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)の範囲及び人員その他必要と認める事項を決めなければならない。
- 3 前項の規定による決定をしたときは、委員長は、議長に報告しなければならない。
- 4 前項の規定による報告があつたときは、議長は、公聴会の公示及び公述人の招請等必要な手続をしなければならない。
(一部改正〔昭和31年条例61号・平成3年44号〕)

第17条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲をこえてはならない。発言がその範囲をこえ、または不穏当な言動があつたときは、委員長は、発言を制止し、または退席させることができる。

(一部改正〔平成3年条例44号〕)

第18条 委員は、公述人に對し質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に對し質疑をすることができない。
(一部改正〔平成3年条例44号〕)

第18条の2 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 前2条の規定は、参考人について準用する。
(追加〔平成3年条例44号〕)

第19条 議会の職員は、議長の定めるところにより、委員長の指揮を受け、委員会の事務に従事する。

第20条 委員長は、会議の開催年月日時、出席委員の氏名、議事の経過その他必要な事項を記載した会議録を調製し、3人の委員とともに署名しなければならない。

- 2 議事は、録音その他議長が適當と認める方法により記録する。
- 3 会議録は、印刷して関係者に配布する。
- 4 前項の会議録には、秘密会の議事及び取り消した発言は、掲載しない。
- 5 会議録作成に使用する録音記録、録音の反訳原稿その他の補助的記録は、開示しない。
- 6 会議録は、議長が保管する。
- 7 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の調製は、議長の定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。
- 8 第3項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の配布は、議長の定めるところにより、電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。

(全部改正〔平成13年条例40号〕、一部改正〔平成29年条例25号・令和6年33号〕)

第21条 この条例及び静岡県議会会議規則に定めるもののほか、委員会に関しては、委員会において決める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和32年3月26日条例第23号)

この条例は、昭和32年4月1日から施行する。

附 則(昭和32年6月29日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和33年6月30日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年5月11日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年12月15日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和35年6月27日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和36年7月14日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年7月9日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年5月10日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年5月11日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年3月22日条例第42号)

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に企画事業委員会の委員、委員長及び副会長の職にある者は、企画企業委員会の委員、委員長及び副委員長になるものとする。

附 則(昭和44年3月20日条例第20号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年5月12日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年5月11日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年5月16日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年3月25日条例第21号)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に環境企業委員会の委員、委員長及び副委員長の職にある者は、企画企業委員会の委員、委員長及び副委員長になるものとする。

附 則(平成3年5月15日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年10月1日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月31日条例第21号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年5月19日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第38号)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に厚生委員会の委員、委員長及び副委員長の職にある者は、環境厚生委員会の委員、委員長及び副委員長になるものとする。

3 この条例の施行の際、現に改正前の静岡県議会委員会条例の規定に基づく常任委員会において継続して審査し、又は調査している事件は、改正後の静岡県議会委員会条例の規定に基づく常任委員会で当該事件を所管することとなるものにそれぞれ付議されたものとみなす。

附 則(平成10年3月27日条例第29号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に改正前の静岡県議会委員会条例の規定に基づく常任委員会において継続して審査し、又は調査している事件は、改正後の静岡県議会委員会条例の規定に基づく常任委員会で当該事件を所管することとなるものにそれぞれ付議されたものとみなす。

附 則(平成11年3月19日条例第38号)

この条例は、平成11年4月30日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第40号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月28日条例第43号)

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に環境厚生委員会又は農林水産委員会(以下「旧常任委員会」という。)の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、それぞれ厚生委員会又は環境森林農水委員会(以下「新常任委員会」という。)の委員に選任されたものとみなす。この場合において、新常任委員会の委員としての任期は、改正後の静岡県議会委員会条例第2条の2第2項の規定にかかわらず、旧常任委員会の委員として選任された日から起算する。

3 この条例の施行の際現に旧常任委員会において継続して審査し、又は調査している事件は、新常任委員会で当該事件を所管することとなるものにそれぞれ付議されたものとみなす。

附 則(平成14年7月22日条例第54号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第68号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成17年8月10日条例第75号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の第2条に規定する企画生活文化委員会又は建設委員会(以下「旧常任委員会」という。)の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、それぞれ改正後の第2条に規定する企画空港生活文化委員会又は建設委員会(以下「新常任委員会」という。)の委員に選任されたものとみなす。この場合において、新常任委員会の委員としての任期は、改正後の第2条の2第2項の規定にかかわらず、旧常任委員会の委員として選任された日から起算する。

3 この条例の施行の際現に旧常任委員会において継続して審査し、又は調査している事件は、新常任委員会で当該事件を所管することとなるものにそれぞれ付議されたものとみなす。

附 則(平成19年3月20日条例第46号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中静岡県議会委員会条例第4条、第6条及び第9条の改正規定 公布の日

(2) 第1条中静岡県議会委員会条例第2条の改正規定 平成19年4月1日

(3) 第1条中静岡県議会委員会条例第2条の3の改正規定及び第2条の規定 平成19年4月30日

附 則(平成21年10月15日条例第58号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の第2条に規定する企画空港委員会の委員、委員長及び副委員長の職にある者は、改正後の第2条に規定する企画委員会の委員、委員長及び副委員長に選任されたものとみなす。この場合において、企画委員会の委員としての任期は、改正後の第2条の2第2項の規定にかかわらず、企画空港委員会の委員として選任された日から起算する。

3 この条例の施行の際現に企画空港委員会において継続して審査し、又は調査している事件は、静岡空港の施設整備及び維持管理を除き、企画委員会に付議されたものとみなし、静岡空港の施設整備及び維持管理については建設委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成22年3月26日条例第31号)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第2条に規定する企画委員会又は県民委員会(以下「旧常任委員会」という。)の委員(委員長及び副委員長を含む。以下同じ。)である者は、それぞれ改正後の第2条に規定する企画文化観光委員会又はくらし環境委員会(以下「新常任委員会」という。)の委員に選任されたものとみなす。この場合において、新常任委員会の委員としての任期は、改正後の第2条の2第2項の規定にかかわらず、旧常任委員会の委員として選任された日から起算する。
- 3 この条例の施行の際現に旧常任委員会において継続して審査し、又は調査している事件は、新常任委員会で当該事件を所管することとなるものにそれぞれ付議されたものとみなす。

附 則(平成23年3月18日条例第34号)

この条例は、平成23年4月30日から施行する。

附 則(平成24年12月28日条例第65号)

この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)中地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条の改正規定、第109条の2を削る改正規定並びに第110条及び第111条の改正規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第66号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる委員会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に基づく同表の右欄に掲げる委員会の委員に選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる委員の任期は、新条例第2条の2第2項の規定にかかわらず、施行日における左欄に掲げる委員会の委員としての残任期間と同一期間とする。

企画文化観光委員会	文化観光委員会
くらし環境委員会	企画くらし環境委員会

3 この条例の施行の際現に前項の表の左欄に掲げる委員会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、施行日に、新条例に基づく同表の右欄に掲げる委員会の委員長又は副委員長に指名されたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に附則第2項の表の左欄に掲げる委員会において継続して審査し、又は調査している事件は、それぞれ、同表の右欄に掲げる委員会で当該事件を所管することとなるものに付議されたものとみなす。

附 則(平成28年3月29日条例第32号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の静岡県議会委員会条例の規定に基づく常任委員会において継続して審査し、又は調査している事件は、改正後の静岡県議会委員会条例の規定に基づく常任委員会で当該事件を所管することとなるものにそれぞれ付議されたものとみなす。

附 則(平成29年3月24日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる委員会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に基づく同表の右欄に掲げる委員会の委員に選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる委員の任期は、新条例第2条の2第2項の規定にかかわらず、施行日における左欄に掲げる委員会の委員としての残任期間と同一期間とする。

企画くらし環境委員会	危機管理くらし環境委員会
文化観光委員会	企画文化観光委員会

3 この条例の施行の際現に前項の表の左欄に掲げる委員会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、施行日に、新条例に基づく同表の右欄に掲げる委員会の委員長又は副委員長に指名されたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の静岡県議会委員会条例の規定に基づく常任委員会において継続して審査し、又は調査している事件は、新条例の規定に基づく常任委員会で当該事件を所管することとなるものにそれぞれ付議されたものとみなす。

附 則(平成30年3月28日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に企画文化観光委員会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の静岡県議会委員会条例(以下「新条例」という。)に基づく文化観光委員会の委員に選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる委員の任期は、新条例第2条の2第2項の規定にかかわらず、施行日における企画文化観光委員会の委員としての残任期間と同一期間とする。

3 この条例の施行の際現に企画文化観光委員会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、施行日に、新条例に基づく文化観光委員会の委員長又は副委員長に指名されたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の静岡県議会委員会条例に基づく企画文化観光委員会において継続して審査し、又は調査している事件は、新条例に基づく常任委員会で当該事件を所管することとなるものにそれぞれ付議されたものとみなす。

附 則(平成31年3月26日条例第57号)

この条例は、平成31年4月30日から施行する。

附 則(令和2年3月27日条例第34号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月3日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月28日条例第33号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。